

□国民保護の精神

共同通信論説委員長 井 芹 浩 文

ことわざに、恐いものの典型として「地震、雷、火事、おやじ」と言う。最後のおやじの恐さはすっかりなくなったが、地震や津波、火山など自然災害の脅威は多くの国民が実感しているところだ。そこで「防災」とか「減災」という考えには日本人だれもが敏感になる。

ところが、有事という人為的な災害に対して脅威を感じている国民は少ないのが実状だ。このため有事にあつての「国民保護」という考えもまた国民になじみが薄い。もちろん米国での2001年の9・11同時多発テロの発生以来、国際テロの動向やイラク戦争などのニュースに接して危機管理への関心は高まっている。今後は「防災」と「国民保護」をつなぐ努力が必要だ。

## ▽国民保護意識の欠如は歴史的産物

昨年10月16日に東京・虎ノ門の消防会館で、「武力攻撃事態等における国民の保護を考える」と題して政府主催のタウンミーティングが開かれた。仙台や京都から駆けつけた人など主催者発表で353人の参加者があり、ホールはほぼ満席だった。

麻生太郎総務相(当時)が「ドイツに落とされた爆弾量は日本の10倍だったが、被害は日本の方が大きかった。セメント屋(麻生太郎氏は麻生セメント経営者だった)のせいで建物がコンクリート造りだったからと思いたかったが、そうではなくて、戦闘が予想される地域からあらかじめ住民を避難させていたからだ」と述べ、住民保護の思想の差が日独の被害度を左右したことを強調した。

麻生氏の話で、それ以上に興味深かったのは「日本の城壁はサムライしか守らないが、パリなど欧州の城壁は市民全部を守るように造られている」という指摘だ。考えてみれば、その通りだが、ちょっと気付かない。この違いが、「国民保護」が日本で理解されない遠因にもなっているとの指摘はもっともだ。

国民保護の事態が生じるのは、法律にも規定されているように、外国軍の着上陸侵攻や国際テロ攻撃などだが、歴史的に見て日本の国土に対する外国軍の侵攻は過去2回しかない。元寇と沖縄戦である。

元寇は文永11年(1274年)10月、フビライの命令で出陣した元・高麗連合軍が壱岐、

対馬を占領した後、博多付近に上陸したが、暴風によって船が大破し、撤退を余儀なくされた。これが文永の役だ。鎌倉幕府の執権・北条時宗は元と対立していた宋から無学祖元などを鎌倉に迎えており、当時としては国際情勢に通じていた。侵攻より3年も前の1271年に異国警固番役を設置していた。文永の役後、さらに防護を固めていたところ、弘安4年(1281年)5月、約15万人の元・高麗の大軍が再び来寇し、博多周辺で激戦となったが、またもや暴風雨の襲来で元軍側は多大な死傷者を出して撤退した。このとき住民保護などの考えがあったかは不明だ。

沖縄戦は、太平洋戦争末期、1945年3月、約55万人の陸海空・海兵隊からなる大兵力がグアム島を発進し、4月に沖縄本島中部西海岸に上陸した。沖縄守備隊は学徒兵2万人を含めても約10万人しかいなかった。戦闘は約3カ月続き、組織的な戦闘は6月23日、牛島満司令官が自決したことで終わるが、残存兵による散発的な抵抗は続き、正式に降伏文書に署名したのは9月7日だった。

犠牲者は日本軍9万人余、米軍1万3,000人弱だが、沖縄県民の犠牲者は12万人以上と推定されている。非戦闘員に対する配慮がなされず、正規軍よりも一般県民の犠牲者が大きかった点が特徴だ。本土疎開は自主的に行った人はいたが、国や県の方針とはならなかった。逆に沖縄戦に動員するため、疎開を阻止しようと動いたふしもある。

関東学院大の林博史教授は、琉球新報の「沖縄戦新聞」のコラムで「県は召集や徴用対象者が家族とともに疎開しないように監視の目を光らせながら、『足手纏いの老人子

供病人』などだけで北部疎開をさせていった」「住民の生命や安全を守るという観点とその対策が欠落した根こそぎ動員が、住民の犠牲を大きくした重要な原因となった」と指摘している。

こうした国の方針は、沖縄県民の心に深い傷を残している。戦後、広大な米軍基地が残り、半世紀たってもほとんど改善されていないことと相まって、県民の「国」に対する不信は根強い。今回、法律で義務付けられている国民保護計画策定に対して、県当局が慎重なのは県民感情から言えば当然かもしれない。今度こそ「県民保護」優先の原則が貫かれた計画を作る必要がある。▽危機管理マインドを育てよ

映画のジャンルの一つにクライシス映画(パニック映画)というのがある。その最初が1972年の米映画「ポセイドン・アドベンチャー」だろう。その後「タワーリング・インフェルノ」(1974年)「大地震」(1974年)と続いた。とんでもない危機が起きてはらはらさせ、結末へ向けてぐいぐいと観客を引き込んでいく手法の映画は今でも多い。これらの映画で監督が言おうとしていることは何なのか。もちろんこれらの映画が娯楽を目的としていることは割り引いて考えなければならないが、そこには教訓も含まれている。

「ポセイドン・アドベンチャー」を例にとってみる。乗客1,400名を乗せてニューヨークからギリシアに向かう排水量81,000トンの豪華客船ポセイドン号が大津波に襲われて転覆、爆発する。主役のジーン・ハックマン演じる牧師が何人かの船客を率いて脱出するまでを描いているのだが、強く印象

づけられたのは、牧師の「意思の力」だ。こうした危機的状況に置いては、状況に流されるだけでは駄目で、確固たる意思を堅持してやり抜くことが救出につながるというメッセージだ。ほんのワンカットだが、確固たる意思がなくて幽鬼のごとく船内を右往左往しているグループを登場させている。これでは結局、救われまいということ的印象づける。牧師の意思は、やや独善的と言えなくもないが、もし指導者の意思がぐらぐらしたら助からないというのが、監督の、そして多くの米国人の哲学なのだ。

1995年の阪神大震災では、住民の略奪が全く起きなかったことが世界の注目を集めた。しかし、当時の指導者が取った行動の方はほめられるものではなかった。ある関係者はテレビを見て「たいへんですな」という感想を漏らしただけで、有効な措置を取らなかった。村山富市首相(当時)が確固たる意思を示す場面はほとんどなかった。テレビに登場したのは相当時間がたってからだ。国民保護の前提となるのは、日本有事であり、日本が危機状態に投げ込まれたときだ。そうした時こそ指導者の確固たる意思が示されなければならない。

危機状態では、マニュアル的なものが役立つかは不明だ。むしろ危機管理マインドがあるかないかが決定的な意味を持つだろう。特に、指導者には最悪の事態を想定しながら行動する危機管理マインドが求められる。だからこそ、行動の核となる「確固たる意思」を持っておく必要があるのだ。

## ▽「正確な情報」を報じる重要性

指導者の意思を明確に示すのに最も効果的なのは、現代のマスメディアの時代にあつては、指導者がテレビの前で発信することだ。ブッシュ米大統領は昨年、ハリケーン「カトリーナ」が米南部を襲い、ニューオーリンズを中心に大被害を出したとき、何度もテレビで説明した。多くの市民を安心させるためだ。それでも大統領の対応に対しては厳しい批判が出された。米国の指導者には強いリーダーシップが求められているためだ。いずれにせよ危機状態にあつては、一国の、一県の、あるいは一市町村の指導者ができるだけ早くテレビ会見に臨んで人心の鎮静化を図るような行動が求められる。この点でも、阪神大震災時の村山富市首相(当時)ら行動は落第点だった。

国民保護法では「国民に対する正確な情報の適時・適切な方法による提供」(第8条)を国側に義務付けている。そこで「警報、避難の指示・武力攻撃災害緊急通報を内容とする放送」を行ってもらうため、指定公共機関あるいは指定地方公共機関たる報道機関(テレビ各局)に協力を求めることになっている。たぶん、こうした規定がなくてもテレビ各局の協力は得られると思うが、それをより確実にする意味で規定したとすれば、それなりの理由はあろう。

昨年10月、大規模な実動訓練が福井県敦賀市と美浜町を舞台に実施された。かねて国民保護に熱心な西川一誠福井県知事が主導して行われた。福井県的美浜原発がテロリストの攻撃を受けたとの想定だ。訓練への参加者は140機関の約1,300人、地元住民180人も避難訓練に加わった。自治体関

係者約 500 人が視察したことを見ても、少なくとも当事者間では関心が高まっていることを示した。

午前 7 時、美浜原発が国籍不明の国際テロリストに迫撃砲で攻撃され、放射能漏れの恐れが出て、国民保護法上の「緊急対処事態」が起きたとの想定だった。8 時 46 分には現地対策本部に指定された福井県美浜町の原子力防災センターに西川知事が到着し「連携して対処しましょう」と宣言。続いて首相官邸と結んだテレビ会議などが相次いで行われた。シナリオがあらかじめ決められていたから当然と言えば当然だが、情報の伝達はスムーズだった。

ただ実際に事態が起きたとき、これほど順調に「情報の流れ」ができるかとなると疑問だ。大きな混乱と当事者の右往左往の中から、情報が出て行くということになるのではないか。国民保護の事態は、それだけで孤立して起きるものではなく、その前提に「有事」がある。とすると、国民保護法で定められているような事態の前に有事に関する情報の流れがある。

有事情報となると、戦前の「大本営発表」ということが思い起こされる。戦前の体制では、事実に関する情報と宣伝の間に明確な線引きがなく、戦況が悪化するに従って大本営発表は事実に基づく情報から遠のき、

宣伝的な要素が多くなる。国民はミッドウエーの敗戦も戦艦大和の喪失も知らせられなかった。ウソの情報提供に沿った報道が積み重なっていくと、当初は真実とウソの区別を承知していたはずの指導者群も次第に国民に向けたウソ情報に基づいた行動を取らざるを得なくなって自縄自縛となる。そうした歴史的な経験から教訓を得るとすれば、国民保護法が定める通り「正確な情報」こそが最も肝要となる。

実は、国民保護法の規定は、憲法が擁護している「報道の自由」との関連で問題視する向きがある。事実に基づかない情報を報道してしまい、国の針路を誤らせた過去の経験に対する反省もある。報道機関としては何が真実かを報じたいということで、お上がお下げ渡した情報を鵜呑みにしたくないという感情がある。そうした報道側の懸念は、行政側が「正確な情報」を不断に国民に提供することによってのみ払拭できる。このことは、自然災害の時も通用することではないか。近未来で有事が起きる蓋然性は少ないが、地震・台風・集中豪雨はいつでも起こり得る。指導者はこうした場で危機管理マインドを鍛え、「正確な情報」提供を心掛けてほしいものだ。(了)